

昭和六十年政令第三百一十六号

回路配置利用権等の登録に関する政令

内閣は、半導体集積回路の回路配置に関する法律

(昭和六十年法律第四十三号)第八条第一項第

四号及び第五十条の規定に基づき、この政令を制

定する。

目次

第一章 総則(第一条—第五条)
第二章 回路配置原簿及び閉鎖回路配置原簿
(第六条・第七条)

第三章 登録の手続
(第三十六条—第三十七条)

第一節 通則(第八条—第三十七条)

第二節 専用利用権及び通常利用権に関する手続
(第三十八条)

第三節 質権に関する手続(第三十九条—第四十一条)

第四節 抹消に関する手続(第四十七条—第五十二条の五)

第五節 信託に関する手続(第五十三条—第六十五条の二)

第四章 雜則(第六十六条—第七十一条)

附則 第一章 総則
(趣旨)

第一条 この政令は、回路配置利用権に関する登録に必要な事項を定めるものとする。

第二条 同一の回路配置利用権その他回路配置利用権に関する権利について登録した権利の順位は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録の前後による。

第三条 付記登録の順位により、付記登録間の順位は、その前後による。

第四条 仮登録したものについて本登録をしたときは、その順位は、仮登録の順位による。

第五条 前条の規定は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録(以下「保全仮登録」という。)に準用する。

第二章 回路配置原簿及び閉鎖回路配置
(滅失)
原簿

第六条 経済産業大臣は、回路配置原簿の全部又は一部が滅失したときは、三月以上の期間を定めて、その期間内に登録の回復の申請をした者は、なおその回路配置原簿における順位を有すべき旨を告示しなければならない。

2 前項の申請及びこれによる登録の手続は、別に政令で定める。

(閉鎖回路配置原簿)

たときは、経済産業省令で定めるところにより、回路配置原簿における当該回路配置利用権の設定に関する登録を閉鎖回路配置原簿に移さなければならない。

第七条 経済産業大臣は、回路配置利用権の設定の登録(以下「設定登録」という。)を抹消しに当該回路配置原簿における当該回路配置利用権の表示に当該登録を閉鎖回路配置原簿に移さなければならない。

第八条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、申請又は嘱託がなければ、してはならない。

(登録をする場合)

第九条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、嘱託による登録の手続に準用する。

(職権による登録)

第十条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しないなければならない。

第十二条 登録は、申請書に登録義務者の承諾書を添付したときは、登録権利者だけで申請することができる。

第十三条 登録名義人の表示の変更又は更正の登録は、登録権利者だけで申請することができる。

第十四条 登録の申請(設定登録の申請を除く。)をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

二 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 代理人により登録を申請するときは、その氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

五 登録の原因及び登録の目的が回路配置利用権以外の権利に関するときは、その権利の表示

六 申請の年月日

(添付書面)

第十五条 前条の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 登録の原因を証明する書面

二 登録の原因について第三者の許可、認可、同意又は承諾を要するときは、これを証明する書面

三 代理人により登録を申請するときは、その権限を証明する書面

四 前項第一号の書面が執行力のある判決であるときは、同項第二号の書面を添付することを要しない。

五 登録の原因に規定する場合において、申請書にその第三者が記名し、印を押したときは、申請書にその事項を記載しなければならない。

六 前項第一号の書面に同号の書面を添付することを要しない。

七 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

八 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

九 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

十 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

十一 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

十二 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

十三 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

十四 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

十五 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

十六 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

十七 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

十八 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

十九 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

二十 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

二十一 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

二十二 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

二十三 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

二十四 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

二十五 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

二十六 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

二十七 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

二十八 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

二十九 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

三十 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

三十一 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

三十二 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

三十三 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

三十四 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

三十五 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

三十六 前項第一号の書面に同号の書面を添付したときは、申請書にその持分を記載しなければならない。

及び国又は地方公共団体が登録義務者である場合を除き、申請書に市町村長又は区長の証明を得た登録義務者の印鑑(法人にあつては、法人の登記に関して印鑑を提出した登記所の証明を得た代表者の印鑑)を添付しなければならない。

前項の規定は、公売処分、強制執行又は質権の実行による回路配置利用権の移転の登録を嘱託する場合には、準用しない。

二 設定登録の抹消を申請するときは、判決による場合を除き、申請書に市町村長又は区長の証明を得た登録名義人の印鑑(法人にあつては、特に法人の登記に関して印鑑を提出した登記所の証明を得た代表者の印鑑)を添付しなければならない。

三 第二十二条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

四 第二十三条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

五 第二十四条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

六 第二十五条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

七 第二十六条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

八 第二十七条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

九 第二十八条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

十 第二十九条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

十一 第三十条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

十二 第三十一条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

十三 第三十二条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

十四 第三十三条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

十五 第三十四条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

十六 第三十五条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

十七 第三十六条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

十八 第三十七条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

十九 第三十八条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

二十 第三十九条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

二十一 第四十条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

二十二 第四十一条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

二十三 第四十二条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

二十四 第四十三条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

二十五 第四十四条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

二十六 第四十五条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

二十七 第四十六条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

二十八 第四十七条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

二十九 第四十八条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

三十 第四十九条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

三十一 第五十条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

三十二 第五十一条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

三十三 第五十二条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

三十四 第五十三条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

三十五 第五十四条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

三十六 第五十五条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

三十七 第五十六条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

三十八 第五十七条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

三十九 第五十八条 同時に二以上上の申請書により登録を申請する場合において、各申請書に添付すべき印鑑は、市町村長又は登記所の証明の日から三月以内のものでなければならない。

二 代位の原因 (登録の順序)	第二十三条 申請による登録は、受付の順序に従つてしなければならない。 (登録申請の却下)	第二十四条 法第八条第一項第四号の政令で定める事由は、次のとおりとする。 一 申請書が方式に適合しないこと。 二 申請書に記載した事項が申請書に添付した図面その他の資料と符合しないこと。 三 申請書に必要な図面その他の資料を添付しないこと。 四 登録免許税を納付しないこと。
第二十五条 経済産業大臣は、次に掲げる場合は、登録の申請(設定登録の申請を除く。)を却下しなければならない。 一 登録を申請した事項が回路配置原簿と符合目的である権利の表示が回路配置原簿と符合しないとき。 二 申請書が方式に適合しないとき。 三 申請書に記載した設定登録番号又は登録の登録を申請した事項が登録すべきものでないとき。 四 第十八条第二号に規定する場合を除き、申請書に記載した登録義務者の表示が回路配置原簿と符合しないとき。 五 第十八条第三号に規定する場合を除き、申請者が登録名義人である場合において、その表示が回路配置原簿と符合しないとき。 六 申請書に記載した事項が登録の原因を証明する書面と符合しないとき。 七 申請書に必要な書面を添付しないとき。 八 登録免許税を納付しないとき。	第二十六条 経済産業大臣は、前項の規定により申請を下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。 (付記登録をする場合)	第二十七条 登録名義人の表示の変更又は更正の登録は、付記によつてする。 (行政区画等の変更)
第二十八条 行政区画又は土地の名称の変更があつたときは、回路配置原簿に記載した行政区画又は土地の名称は、変更されたものとみなす。		

第二十九条 絏済産業大臣は、登録を完了した後、その登録について錯誤又は脱落があることを見発した場合には、遅滞なく、その旨を登録権者及び登録義務者に通知しなければならない。	第三十条 絏済産業大臣は、前項第一項に規定する場合において、登録の錯誤又は脱落が経済産業大臣の過失に基づくものであるときは、登録上の利害関係を有する第三者がある場合を除き、遅滞なく、その登録を更正し、かつ、その旨を登録権者及び登録義務者に通知しなければならない。この場合においては、同項の規定による通知を要しない。
第三十一条 第二十六条の規定は、登録の更正(登録名義人の表示の更正を除く。)に準用する。	第三十二条 抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその抄本を添付しなければならない。
第三十三条 第二十六条の規定は、登録の更正(登録名義人の表示の更正を除く。)に準用する。	第三十四条 仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。 一 登録の申請に必要な手続上の要件が具備しないとき。 二 回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権若しくはこれらの権利を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅に関しての権利を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他の将来において確定すべきものであるとき。
第三十五条 第五十二条の規定は、回路配置利用権の移転に関する仮登録をした後、本登録の申請をする場合に準用する。	第三十六条 予告登録は、登録の原因の無効又は同項の通知をしなければならない。

第三十七条 裁判所書記官は、前条に規定する訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の副本又は抄本を添付して、予告登録を経済産業大臣に嘱託するものとする。	第三十八条 専用利用権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。 (専用利用権の設定等の登録の申請)
第三十九条 仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。 一 債務者の氏名又は名称及び住所又は居所の登記による登録の申請に必要な手續上の要件が具備しないとき。	第四十条 一定の金額を目的としない債権の担保である質権の設定の登録を申請するときは、申請書にその債権の価額を記載しなければならない。
第四十一条 同一の債権を担保する二以上の質権の設定の登録を申請するときは、申請書に質権の目的となる他の権利の表示をしなければならない。	第四十二条 同一の債権を担保する質権の設定に基づく質権の順位の変更をする場合における順位の変更の登録の申請は、順位の変更を合意した質権者が共同してしなければならない。
第四十三条 第三十九条の規定は、民法の規定により、質権を他の債権の担保とし、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のために質権を譲渡し、若しくは放棄した場合の登録の申請に準用する。	第四十四条 債権の一部の譲渡又は代位弁済による質権の移転の登録を申請するときは、申請書に譲渡又は代位弁済の目的である債権の額を記載しなければならない。
第四十五条 債権の移転の登録の申請	第四十六条 債権の移転の登録の申請

第四十七条 第二十九条の規定は、前項の登録の申請に必要な手續上の要件が具備しないとき。	第四十八条 質権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。 (質権の設定の登録の申請)
第四十九条 質権の設定の登録を申請するときは、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。 (付記登録)	第五十条 民法の規定により先順位の質権者に代位して質権を行うべき場合における代位の登録を申請するときは、申請書に、当該先順位の質権者が弁済を受けた回路配置利用権その他回路配置利用権に關する権利の表示をし、その代価及び弁済を受けた額を記載しなければならない。 (代位の登録の申請)
第五十一条 第三十九条の規定は、前項の登録の申請に準用する。	第五十二条 質権の移転の登録、信託による質権についての変更の登録、質権の処分の制限の登記

録及び前条第一項の代位の登録は、付記によつてする。

第四節 抹消に関する手続

第四十七条 設定登録の抹消は、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人だけで申請することができる。(死亡による登録の抹消)

第四十八条 回路配置利用権以外の権利であつて登録してあるものが人の死亡により消滅した場合において、申請書に死亡を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又はこれに準すべき書面を添付したときは、登録権利者だけで登録の抹消を申請することができる。

第四十九条 登録権利者は、登録義務者の所在が知れないと登録の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

第五十条 第一項に規定する場合において、申請書に債権証書、債権の受取証書及び最後の二年分の定期金の受取証書を添付したときは、登録権利者がだけで質権に関する登録の抹消を申請することができる。(仮登録の抹消)

第五十一条 仮登録の抹消は、仮登録名義人だけで申請することができる。

第五十二条 第一審裁判所の裁判官は、第三十六条に規定する訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴え

の取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を経済産業大臣に嘱託するものとする。

経済産業大臣は、登録の原因の無効又は取消しにより登録の抹消又は回復をしたときは、職権で予告登録を抹消しなければならない。

(利害関係を有する第三者がある場合の登録の抹消)

第五十二条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第五十三条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第五十四条 登録権利者は、登録義務者の所在が知れないと登録の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

第五十五条 登録の抹消を申請する場合において、登録権利者だけで登録の抹消を申請することができる。

第五十六条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第五十七条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第五十八条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第五十九条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十一条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十二条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十三条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十四条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十五条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

を目的とする質権についての登録であつてその仮処分の登録に後れるものの抹消を申請することができる。

第五十二条 第二項の規定は、前項の規定による抹消の申請に準用する。

第五十三条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第五十四条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第五十五条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第五十六条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第五十七条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第五十八条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第五十九条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十一条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十二条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十三条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十四条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十五条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十六条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

第六十七条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対する抗議書にその登録の抹消を申請することができる。

事項を記載した場合にはあつては、当該受益者は代理人が代理する受益者に限る。の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。

第五十六条 受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の登録を申請することができる。

第五十七条 第二十二条の規定は、前項の規定による申請に準用する。この場合には、申請書に登録の目的である回路配置利用権その他回路配置利用権に関する権利が信託財産であることを証明する書面を添付しなければならない。

第五十八条 受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の登録を申請することができる。

第五十九条 受託者の変更があつた場合において、回路配置利用権その他回路配置利用権に関する権利が移転又は変更されると同時に信託財産に属さないこととなつた場合においてすべき信託の登録の抹消の申請は、回路配置利用権その他回路配置利用権に関する権利に付いての移転又は変更の登録の申請と同時に設定、移転若しくは変更の登録の申請と同時にしなければならない。

第六十条 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第六十一条 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第六十二条 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第六十三条 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第六十四条 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第六十五条 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第六十六条 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第六十七条 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第六十八条 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第六十九条 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第七十条 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

第七十一条 信託の登録の抹消は、受託者だけで申請することができる。

		附 則 (平成二二年六月七月政令第三三 三号) 抄
1	(施行期日) 四月一日から施行する。	第一条 この政令(第一条を除く。)は、平成十三年四月一日から施行する。
八号)	附 則 (平成一五年一月三一日政令第二 八号) 抄	第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。
八三号)	附 則 (平成一五年一一月三日政令第四 (施行期日))	第一条 この政令は、行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。
	附 則 (平成一五年一二月一七日政令第 五二六号) 抄	第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
	附 則 (平成一五年一二月一七日政令第 五二六号) 抄	第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
	附 則 (平成一五年一二月一五日政令第 四五五号) 抄	第一条 この政令は、仲裁法の施行の日(平成十六年三月一日)から施行する。
1	附 則 (平成一六年一〇月二〇日政令第 三二八号) 抄	第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一六年一〇月二〇日政令第 三二八号) 抄	第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
1	附 則 (平成一六年一一月三〇日政令第一 四号) 抄	第一条 この政令は、破産法の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一六年一一月三〇日政令第一 四号) 抄	第一条 この政令は、破産法の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。
四一九号)	附 則 (平成一六年一一月二七日政令第 (施行期日))	第一条 この政令は、民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律(以下「改正
1	第一条 この政令は、民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律(以下「改正	第一条 この政令は、民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律(以下「改正
	法」)という。)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。	法」)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。
	附 則 (平成一七年一月一八日政令第二 四号) 抄	第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。
	附 則 (平成一八年三月三一日政令第一 〇七号) 抄	第一条 この政令は、新非訟事件手続法の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。
	附 則 (平成二七年三月一八日政令第七 四号) 抄	第一条 この政令は、信託法の施行の日(平成二十七年三月一日)から施行する。
	附 則 (平成二四年七月一九日政令第一 九七号) 抄	第一条 この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。
	附 則 (平成三〇年六月六日政令第一八 三号) 抄	第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年六月二八日)から施行する。
	附 則 (令和元年六月二八日政令第四四 一条) 抄	第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。